

資料

国際通貨基金総会における
ヤコブソン専務理事の演説

— 1959年9月28日 —

本稿はさる9月末から10月初めにかけてワシントンで開催された国際通貨基金と世界銀行の第14回年次総会の開会にあたり、ヤコブソン基金専務理事が行なった演説を要訳したものである。国際経済が戦後の過渡期を脱し、今や新しい自由化の段階を迎えつつあるおりからヤコブソン専務理事の演説は国際経済の基調の変化と今後の方向とを示唆する意義深いものとして内外の注目を集めている。なお文中の小見出しは訳出にあたって便宜的に付したものである。

1. 割当額の増加と対外交換性の回復

昨年ニューデリーにおいて提案された基金資力の拡大案は、2週間前、割当額総額の75%を占める諸国が自国の割当額の増額に同意したことをもって発効した。その後、同意した諸国をも含め、増額賛成国の比重は現在割当額総額の83.56%に達している。この結果、基金の資金総額は約90億ドル相当額から、約150億ドル相当額となった。加えて昨年末における多数諸国の対外交換性いっせい回復に明瞭に示されたような過去1～2年間の通貨面における改善により、基金の実質的流動性は大幅に強化されている。

ただし基金割当額増加の主たる目的は短期的な經常取引のための追加資金の補充にあるのではない。事実、差し迫った国際流動性不足のきざしがあつたわけではなく、しかも最近の通貨安定により基金に対する当面の資金需要は減少するとさえいえよう。増額の目的はむしろ加盟国に対し、緊急事態において基金に有効な第2線準備をもっているという確信を与えることにあつた。

さきにふれた対外交換性の確立は、全世界の諸国の経済および金融状態を強化する過程の最初の段階の完了とみなしうる。第2次大戦によつてもたらされた通貨の混乱は容易に克服しうるものではなかつた。けれども、国民所得の増加と弾力的な財政金融政策のより有効な実施とを通じて、戦後の期間に多数諸国の経済の重荷となつていた過

剩流動性は次第に除去され、そのため現在では諸国の財政金融当局はその金融状態をしっかりと把握できるようになった。こうして交換性のいっせい回復に踏み切るためには確かに機は熟し条件にも恵まれたが、決定的な措置をとる場合には常にそうであるように、構想力や勇気や協調の心構えが必要であつた。交換性回復という措置の正しさは、現在では関係諸国大部分の通貨準備のきわめて著しい増加により完全に示された、ということが出来る。西欧諸国においては、通貨に対する信認は目立って増大しており、これは為替相場の堅調に反映される通貨の対外価値についてだけでなく、その対内価値についても、これら大部分の諸国では卸売物価も生計費もこの1～2年間たいした上昇を示していないという単純明快な理由に基づいて明言することができる。

交換性の確立は結局為替取引の自由を拡大することとなつたが、これが同時にコストの低減を意味するものであるという点に特に留意せねばならない。スイスのある銀行家の話では、為替取引がロンドンへ移つた結果取引量が減少して利潤が少なくなったが、この利潤減少は、為替制限のため必要であつた書類作成の手数が省かれ、それに伴つて外国業務(送金・旅行小切手の支払など)の取扱コストが減じたため十分償われて余りがあつたといわれる。企業はますます広い分野で為替関係の安定をあてにしうることによつて商品の価格決定や外国投資の評価に際して考慮せねばならぬ

為替リスクに対する準備を減じえた。このように通貨に対する信認の回復はコストの減少をもたらしたが、これはさらに世界貿易の拡大や对外投资の促進に貢献することになろう。忘れてならないことは、1930年代の世界貿易の停滞はその時代の特徴であった通貨不安のためいっそう悪化したという事実である。

欧州支払同盟（EPU）のもとでは参加諸国は域内における差引受取額の一部について相互に信用を供与したが、これら諸国はEPU内での受取額を全額域外地域に対する赤字の支払に充当することができなかった。このことはドル地域との関係において特に重要であって、確かにドル物資に対する差別措置を維持する理由の一つであった。しかし現在欧州その他の地域で2、3の例外を除き為替の受取分が全額交換可能通貨で取得しうようになった以上、この特殊な困難は消滅するに至ったのである。

国際貿易に関しては、今や「硬貨」と「軟貨」との区別は現実に時代錯誤となった。こうして差別措置の継続をささえる従来の論拠は多かれ少なかれ取り除かれたわけである。しかしながらさらに次のような問題がある。すなわち、突然に差別を撤廃すれば、たとえばドル商品の輸入が増加し、ために国際収支の均衡がそなわれるのではないかという懸念が生ずる。しかしこの種の恐れは、差別の程度を大幅に縮小したこれら欧州諸国の経験により現に打ち破られている。さらにその他の諸国についていう場合でさえ、いったんその為替の受取分が大部分交換可能通貨となった以上、その輸入業者に対し最も安価な市場で購入する権利を与えることが、その国の国際収支をそなうとは言いがたいであろう。従来貿易の型を変えてきた差別的制限がなお残っているのは、それが保護貿易主義者の術策となっていることを示すものである。この問題は貿易政策の問題であって、もはや国際収支の問題と考えらるべきではない。今や多くの諸国にとってはもはや差別的措置を維持すべきなんらの国際収支上の理由はない、

というのが私の個人的な確信である。

2. 第14条から第8条への移行と基金の役割

これと関連して今一つの重要な問題、すなわち諸国が第14条の状態から第8条の状態へ移行することに関して生ずる諸問題について若干言及しておきたい。基金が創設された当時、戦争により甚大な影響をこうむった加盟諸国が基金協定に基づくすべての義務を履行しうるに至るまでには、過渡的な期間が必要であると感ぜられた。このため第14条のもとに「過渡期条項」が設けられ、この条項のもとで、多くの加盟国は経常的国際取引のための支払および資金移動に対する現存の制限措置を維持し修正するにあたって、基金の承認を得る義務を免除されてきた。その代りこれらの諸国は、1952年以降制限の保持の必要に関し基金と年次協議（第14条のコンサルテーション）を行ない、そこで制限を存続させる必要性の検討や対外的均衡を達成するための方途の探究に多大の関心が払われてきたのであった。

過去2～3年間に制限の除去という点で多くの前進がみられた。これに伴い、多数の諸国は、たとえ正式には第14条援用国であるとしても、制限措置の再導入（現存の制限の修正、適用と区別されるものとしての）には法的に第8条に基づく承認を要するような状態に次第に近づき、第14条に基づく制限の適用範囲は着実に減少してきているのである。

第8条および第14条の問題については、基金はこれまで幾度かこれを検討したが、直ちになんらかの措置を講ずることはこれまで尚早であると思われていた。しかし今や対外交換性が確立され、多数の諸国は全部ではないまでもその為替制限を大部分撤廃したのであって、これら諸国は第8条への正式移行の問題を実践的な課題として真剣に考慮しなければならないであろう。

この問題を検討する場合考察する必要があるものには次のごときものがある。すなわち、どの加盟

国が第8条の義務を全部受諾しうる状態にあるか、残存する為替制限に關した新たな為替制限の導入要請に關し、基金の見解を表明するための手続や規則はどうあるべきか、第8条のもとにある諸国、したがって第14条の年次協議に参加する必要のない諸国とどのような定期的接触を保つのが最上であるか、などがこれである。これらの諸問題はあらゆる角度から精密に検討する必要のあるものである。理事会はごく近い将来にこれらの問題を取り上げるであろう。

当然のことながら基金は四囲の諸条件の変化に応じて自己の本質的な課題と最も適当な活動方法とを随時検討しなければならない。今後の数年間、ますます多くの諸国が第8条の要件を完全に充足させるようになってゆくにつれて、基金の主要な任務やその日常活動の重点が変ってゆかざるをえない。第8条のもとにある諸国に対してさえ、なお資金的な援助を行なう必要がある。というのは過去におけるがごとく将来においても、しばしば予想外の諸困難が生ずると考えられるからである。しかし、いつかは、包括的な経済安定計画の作成や実施についての援助を求めめるために基金を訪れる国がごく少数になる日がくるであろう。だがこのことは、そうなれば基金の仕事はより容易になるというのではない。

かなり多くの諸国に経済安定が達成された後には、経済状態の診断とその適切な救済策の選定に關して、複雑な問題が生ずるであろう。いかにしてブームと不況とを軽くするか、経済拡大と適当な経済安定とを結合させるにはどうすれば最も良いか、いかにして適切に国債を管理するか、経済開発を行なう国の国際収支上の無理をタイムリーな外国信用を用いつついかにして緩和するか、一国の主要輸出商品の価格低落時に生ずる諸困難をいかに処理するか——これらはすべて偉大な経済的洞察力と政治的諸要因に対する感覚とを必要とする事柄である。これらの諸問題は基金協定第1条の範囲のものであって、同条では基金は為替の安定を助成しつつ、同時に「国際貿易の拡大およ

び均衡のとれた成長を助長し、もって経済政策の第一義的目標たる全加盟国の高水準の雇用および実質所得の促進および維持ならびに生産資源の開発に寄与」しなければならないことを確認している。これらは空虚な言葉であってはならない。今や戦後の過渡期がその幕を閉じようとしているにあたり、これらの基金の一般的目的にいつその注意を払うべきである。

3. 基金の活動と後進国の経済安定計画

目を転じて基金が前回の総会以来の1年間に直面した諸問題をみることにしよう。基金からの資金の引出しはそれ以前の困難な2年間の高水準には及ばなかったが、それでも10か国が基金から合計約140百万ドルの資金を引き出した。これらの大部分は原材料生産国であった。これにはスタンバイ取決めに基づくものも若干含まれている。スタンバイ取決めのうち9件には未引出残高が現在計1,031百万ドルある。同期中の基金に対する返済額は約435百万ドルという記録的水準に達したが、これは主として工業諸国の外貨準備の改善を反映したものであった。この基金取引の実績は改めて基金資金の真に回轉的な性格を強調するものである。

第14条に基づく年次協議およびその他の方法を通じて、基金は引続き加盟諸国との接触を維持してきた。基金とのスタンバイ取決めをもってささえられた経済安定計画を実施している諸国との接触が、緊密に維持されたのは当然のことであった。これらいくつかの国々はその輸出商品価格の低落などのために困難を経験したが、それにもかかわらず諸国はその安定計画の目的に合致した国内政策を遂行するにあたり一般に偉大な勇気を示した。

前回の総会以来、基金はこの年度中に安定計画に着手した諸国と連絡を保ってきた。アルゼンチン、メキシコ、スペインなどがこれであって、これら諸国は基金その他の資金源よりの借款を得てそれぞれ包括的な経済安定計画を採択、実施しつ

つある。この点に関して、わたくしは行き過ぎで無理の生じた経済の均衡を回復させようとする場合に生ずる問題につき、2、3所見を述べておきたい。

これまで経済拡大をささえるために採用された諸手段のなかには、たとえば通常インフレの初期の段階に用いられる「強制貯蓄」とか、3年とか5年とか7年とかの期限をもった海外からのいわゆる「輸出信用」の取得とか、あるいは従前に蓄積された通貨準備の流用などの方法がある。

しかしながらこれらの方法は明らかに持続的な成長にとって永続的な基礎を供与するものではなく、しかもなお悪いことには、これに依拠する場合にはおそかれ早かれ通貨危機を招来せざるをえないのである。近年、工業国にも非工業国にもこのような危機の多くの事例があったが、個々の危機が何を原因としたものであったにせよ、そこには一般的に支払準備の喪失を伴うインフレ傾向の徴候が認められた。危機の繰返しということは耐えがたい事態である以上、ほどなく不均衡な事態を阻止し信認を回復させるための措置が講ぜられなければならない。通例これらの措置は通貨準備の補充を当面の目標として講ぜられるのであるが、このプロセスはその国の貯蓄の一部を通貨準備の追加分として投入することを求める過程であって、このため貯蓄のうちのその部分は当面設備や在庫には投資しえないのである。このような政策を実施する国はいずれも調整の局面を通過しなければならないのであり、この間経済の拡大は鈍化するのが通例である。いかなる点についても常時完全であるという経済政策や金融政策を作成することは不可能である。調整のための中断期間は新たな成長のためのより堅固なかつより信頼しうる基盤を形成するものである。いったん安定政策の効果が現われると経済活動は再び活発となるというのが、いくつかの欧州諸国その他の事例の示すところである。これは工業国にとっても非工業国にとっても同じである。

時おりわたくしは次のような意見を耳にするこ

とがある。すなわち、ある国々の経済拡大は、もし実際に投資資金のある部分を必然的にインフレ的な信用の拡大に頼ることがなかったならば、現に達成されたような速さでは実現しなかったであろう、と。もちろん事情を異にした場合どうなったかを語ることはむずかしい。けれどももし通貨の安定ということにより以上の関心が払われていたとすれば、逆に経済の発展はより大であり、かつより満足しうる社会条件のもとで達成されるといふ利益もあったであろう、と思われる。

4. 経済開発における諸問題

過去10年間にわたり自由世界の工業生産は年間ほぼ5%の割合で増大し、工業諸国の輸入量は6%増加した。他方、原材料生産国の輸出の増加は量的にみて年間3%をわずかに上回る程度にすぎず、その実質価値——その輸入品購買力で計った場合——でみれば2%程度であった。このような推移は主として近年の経済成長におけるある種の技術的形態の結果であった。すなわち工業諸国における生産の拡大は機械、電気機器、航空機などのごときより複雑な工業製品に大きく集中したが、これらの生産物は原材料使用割合が比較的小さく、原材料に対する需要の増加を制約するものであった。また電気ブリキ板製造過程における錫の節約のような原材料使用の効率化や、人造原料による天然原料の代用も大きな重要性をもっている。プラスチック、洗剤、合成繊維、人造ゴムなどはその一例にすぎない。これらの変化の直接的な効果は、少なくとも過渡的な期間には疑いもなく原材料輸出国には不利であるが、これらは現代の技術的進歩の一部分にすぎない。

しかしそうとしても、これらの問題は陰鬱かつ宿命論的な気持でこれを見るべきではない。賢明な政策をもってすればこれを解決しうることは疑いないのである。まず第1に、各原材料生産国はその生産物が市場商品であることを認識し、生産者に対してインフレ的な方法で援助を与えてはならない。生産をより有利なものにするために、そ

して市場における自らの地位を確保しうるために、より効率的な生産方法を導入すべくあらゆる努力を傾けなければならない。

この問題の解決のために高度の工業諸国もまた応分の貢献をしなければならない。これらの諸国はまず第1に自国自身の経済を発展させることにより原材料需要を維持するという点でこれに貢献しうる。一般的にいえば戦後の期間においては需要は高度に維持されており、この時期における周期的景気後退は戦前のそれに比べ軽微なものであった。

第2に、工業諸国における関税政策や保護政策も重要である。これら諸国の農業生産は高度に保護されていることが多く、農業人口の減少にもかかわらず増大してきた。これは、これら諸国が明らかに原材料生産諸国の利益にとって最も害の多い多数の保護貿易主義的措置を撤去するために努力しうる分野である。

本年初め欧州経済共同体6か国が最初の関税率の引下げを行なった際、これら諸国はその主要な利益をガットの全締約国、したがってガットに加入しているすべての原材料生産国に及ぼしたのであった。第2年度を迎えるにあたり同種の取決めをしうる可能性があるろうし、最近の事態の推移からみて新しい欧州7か国のグループもこれと併行した措置を採ることもありえよう。いずれにせよ、欧州は過去3年間に原材料価格の相対的低位から非常に多くの利益を得たので、なんらかそれに相応した利益をこれら生産物の生産国に十分及ぼしうるわけである。

他方、原材料生産国の多くはその経済の多角化のために自らの貯蓄の形で調達しうる範囲をこえた資本を必要とするのが通例である。したがって経済開発を行なう諸国はこれまで自国の貯蓄を補完する外国資金を求めてきたし、また将来においてもこれを求めるであろう。これらの資金を利用する場合特に重要なことは外国資金の受入れとの関連において、適当な時期を選んで投資を行なうこと、つまり資金の確保に応じて開発支出を進め

るということであって、これが適切でない場合にはインフレの危険が生ずるのである。また開発諸国の持続的な信用度 (Creditworthiness) ということも関係者の関心事である。信用度を判断する場合には、通貨の安定が最も重要な基準であることはいうまでもない。

金融状態は開発支出をまかなうため用いられる方法により左右されるものであるため、基金としてはこれらの問題に関心をもっている。これと関連して、基金との間で取り決めた経済安定計画をささえるため、他の諸機関から供与された資金には長期的な性格をもつものがあること、またこの種の安定計画の目的の一つは関係国の長期開発にいつそう堅固な基盤を与えるためその信用度を改善するにあることを指摘しておかねばならない。

5. 新しい経済情勢と金融政策

通貨安定は確かに非常に多くの諸国において一つの指導原理となっている。世界的なインフレーションはおおむね終了した。戦時の遺産であった過剰流動性が取り除かれてきたので金融政策はいっそう効果的になっている。生産は増加し、競争はよりきびしくなりかつコストと価格の上昇に対する抵抗は力を増してきた。ますます多くの通貨が交換可能となってきたため、また財貨の供給が大部分さまざまな方面から直ちに供給されうようになってきているため、個々の国々ほどの国も、——重大な危険を冒すことなしには——国際的物価動向から離れることはできない。これら諸国が予算の均衡、あるいは少なくとも予算の赤字の縮小にますます多くの努力を払う場合、それが景気対策の一部としてだけでなく国際収支上の理由に基づいていることが多いのは、この間の事情を示すものである。現在の経済拡大の過程はこれを慎重に注視する必要がある。というのは、明白な投資ブームというものはそれが進行してゆく場合、ただに経済の発展をもたらすだけではなく、同時に経済の緊張をも内包するものであり、もしその勢いが制御されないままに放置されるならば危険な結

果に陥ることがあるからである。

2年前このワシントンで基金の総会が開かれた時は外国為替の分野で鋭い緊迫状態が生じており、巨額の資本移動、とりわけ西ドイツおよび米国に対する資金の流入ということが当時の事態の特徴であった。その後、西ドイツは国際収支上引続き相当額の経常勘定受取超過を続けているが、資本輸出（債務償還を含めて）がかなりの量に上っているため、銀行制度の保有する対外資産の増加速度は著しく鈍化している。米国の国際収支においては、ここでも資本輸出は引続き高水準を保っているが、経常勘定（海外軍事支出を含む）の黒字は1957年末から減少しはじめ、59年の上半期には赤字を現出した。これらの推移の総合的な結果として米国から金が流出し、諸国のドル保有額が増大した。この変化はある程度まで諸国の生産者がより多様な商品を競争的な価格でより迅速に引渡しようようになったことを示している。またこれは58～59年における米国の国内情勢とも関連するものであって、この時期に米国では予算の赤字が急増し大幅な信用膨脹が行なわれた。これら諸政策は景気後退の克服を助けたけれども、その結果としての流動性の増大は米国のような大国の国際収支にさえ悪影響を与えたのである。

このような事態を是正するために採られた諸措置は他の諸国が同様の事態のもとで採用したところと同じもので、予算を均衡化し金融を引き締め同時にコストに対する関心を深めるということであった。これらの措置はインフレ傾向が抑制されつつあることの明白な証左であり、その効果はおのずから国際収支に及ぶものである。この際想起しておく必要のあることは、おそらく、実際に事業に投入される資金の強い需要を反映した金利の上昇は、経済の発展を阻止するものではなくて、むしろより均衡のとれた成長を保証するという長所をもっているということである。しかもこのよ

うな金利の上昇には、その後において景気動向が変化した場合には、必要に応じて金利の引下げを行ない効果的かつすみやかに景気を回復させるための刺激としてこれを活用しうる、という利点もある。もちろん強度の金融政策はデフレを引き起す意図をもつものではなく、単に景気循環の特定の局面に対する調整にすぎない。インフレとデフレという一對の危険を避けることにより、生産と貿易との力強い拡大のための基盤をつくらなければならない。

過去2年間を通じてわれわれは米国とその他諸国との関係における力点の変化、昨年末の対外交換性確立およびその他の貿易、支払の自由化措置、原材料生産物価格の一般的低水準、インフレ圧力の広範な減退傾向などの諸現象をみた。これらの諸変化すべてにより新しい事態が創出されたわけであるが、これはまた多くの国内のおよび国際的諸問題を新しい角度から検討し直す必要があることを物語るものである。

今後の問題についていえば、基金が緊急事態においてさえも、基金に対し求められる資金需要に応ずるための十分な資力を確保しているということは重要なことである。これは加盟国に対し、一時的な国際収支の困難を必要以上に気づかうことなく、貿易および支払の自由化をいっそう前進させようという確信を与えるものであった。現に基金資力増額は提案の段階ですすである影響を投げかけたのであった。というのはこの提案は、昨年末若干の欧州諸国が対外交換性確立の決定に際し考慮した要因の一つであったに違いないからである。

事態は人々の心よりも早く動いている。最近における諸々の前進に含まれている政策的な意義はなお全面的に理解されていない。今や加盟諸国にとって生産拡大の再開と国際金融機構の一般的強化により開かれた機会を十分に活用すべき時期が到来しているのである。